

取り寄せるか社会保険庁ホームページからプリントアウトして提出（郵送）することとなります。

手続きから支払いまでの期間は概ね2～3か月程度です。お支払いの前に、審査結果・振込などをお知らせします。

4. 問い合わせ先

川内社会保険事務所 ☎22-5276
 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
 社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>

すこやか長寿課 高齢者ふれあい係 内線 2171

■敬老祝い金（商品券）の支給について

町では、80歳到達者と90歳到達者に、長寿を祝福するとともにこれからの益々のご健勝を祈念して敬老商品券をお贈りいたします。

敬老商品券は、各地区で開催されます敬老行事の受付でお渡しします。詳細については公民会長を通じて有線放送等でお知らせします。

この商品券は、町内のお店や事業所で使用することが出来ます。

一部事業所において取扱をしないところがありますので事前にご確認ください。

【対象者】

9月30日現在で、80歳到達者
 大正15年10月1日～昭和2年9月30日生
 9月30日現在で、90歳到達者
 大正5年10月1日～大正6年9月30日生

【敬老商品券の額】

80歳到達者 5,000円
 90歳到達者 20,000円

詳細については、下記にお問い合わせください。

すこやか長寿課高齢者ふれあい係
 内線 2 1 7 1
 鶴田総合支所町民福祉課福祉介護係
 内線 4 1 1 3
 薩摩総合支所町民福祉課福祉介護係
 内線 6 1 2 2

すこやか長寿課 介護給付係 内線 2174

■介護保険高額介護サービス費について

介護保険のサービスを利用して1割の利用者負担（同じ世帯の利用者負担金は合算できます）が高額になり、一定額を超えた場合、申請により超えた部分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

ただし、在宅サービスの内「福祉用具購入費・住宅改修費」と施設サービスの内「食費・居住費」の費用は除かれます。

利用者負担段階区分		利用者負担の上限額 (世帯合計)
1	生活保護受給者・住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	個人 15,000円
2	住民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
3	住民税世帯非課税で上記2以外の方	24,600円
4	住民税課税世帯の方	37,200円

申請手続きに必要なもの（申請は本庁介護給付係、支所福祉介護係で受け付けます。）

- ・介護保険証
- ・印鑑
- ・振込先金融機関の支店・口座番号が確認できるもの（郵便貯金を除く）

健康増進課 保険係 内線 2141

■8月は“入院時の減額認定証”の切替えです

国民健康保険と老人保健の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、平成19年7月31日です。引き続き認定証の必要な方は、8月中に役場保険係で更新手続きをしてください。この認定証を受けると入院時の食事が減額となり、医療費の自己負担限度額も減額となります。

新規の認定は、随時受け付けています。入院中や入院予定の方は早めに申請をしてください。

- 認定条件
町県民税非課税世帯であること
- 持ってくるもの
保険証・印鑑・旧減額認定証

総務課 秘書人事係 内線 2212

■退職者

平成19年7月1日付け退職者
 知識 誠子（すこやか長寿課主幹）